

令和5年度東名遺跡保存モニタリング委員会（第7回） 次第

- 日時：令和6年2月19日（月）
14時00分～16時00分
- 場所：バルーンミュージアム
1階レクチャールーム

1. 開会

2. あいさつ

3. 委員長あいさつ

4. 議事

- (1) 令和4年度モニタリング委員会（第6回）での主な意見とその対応について
- (2) 令和5年度モニタリング調査結果について
- (3) 東名遺跡史跡整備について
- (4) その他

5. 閉会

東名遺跡保存モニタリング委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 東名遺跡を将来にわたって保存していくため、東名遺跡保存モニタリング委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、東名遺跡の保存モニタリング結果について確認し、遺跡の保存環境を監視していくために必要な事項について、協議・検討を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員8名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域振興部文化財課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月20日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

東名遺跡保存モニタリング委員会委員 名簿

区分	氏名	所属・役職	専門	参加
委員	イワオ ユウシロウ 岩尾 雄四郎	佐賀大学 名誉教授	地質学	○
委員	シダフジ テルユキ 重藤 輝行	佐賀大学 芸術地域デザイン学部教授	考古学	○
委員	イマツ セツオ 今津 節生	奈良大学長	保存科学	○
委員	シモヤマ ショウイチ 下山 正一	下山地質 代表（佐賀大学非常勤講師）	地質学	○
委員	シマダ ジュン 嶋田 純	熊本大学大学院先導機構 特任教授 熊本大学 名誉教授	地下水	○
委員	ヒノ タケノリ 日野 剛徳	佐賀大学 理工学部教授	工法	×
委員	シナガラ ジュンスケ 品川 俊介	国立研究開発法人土木研究所 上席研究員	地質・工法	○
助言者	堤 英明	佐賀県文化・観光局文化課文化財保護室	県文化財担当	○
オブザーバー	堤 圭介	国土交通省九州地方整備局佐賀河川事務所	調整池管理者	○
事務局		佐賀市地域振興部文化財課	—	